

本部は3月27日、28日、申10号に基づき、新賃金配分について団体交渉を開催しました。詳細は会社提案資料を参照してください。

900円を一律基本給に配分せよ

会社：貴側の要求である、全員一律900円を基本給に配分せよ、という要求はどのような根拠からか。

組合：基準内賃金900円引き上げるとの回答に基づき、等級にかかわらず、すべてを基本給に盛れ、ということである。それがわかりやすい。昨年会社は「基本給に配分すれば多くの社員がベアを享受できる」と述べているが、この考えは変わっていないのか。

会社：その考え方はあるが、新人事賃金制度のに沿って、様々な角度から配分を考えていく。

組合：新人事賃金制度に沿って、ということは、さらに格差をつけていくということか。

会社：ないとはいえない。

組合：具体的に案があれば提示すること。

会社：組合側の考えを聞き、考える。成案ができ次第回答する。

組合：昨年はJ 1 等級～L 3 等級まで基本給加算が500円～900円まで差があった。J R 東海労は等級によって差をつけず、一律900円を基本給に配分せよということである。

基本給加算額に格差はいらない！

3月28日の団交での会社回答は、①初任給額の引き上げ②昇格時昇給額の一部引き上げ③等級に応じた基本給加算額でした。昨年と比べ、基本給加算額はJ 1 等級の600円から、L 3 等級の1,400円まで、倍以上の格差があります。J R 東海労は基本給加算額に格差を設けることは必要ないと考えます。J R 東海に今は賃金表はありませんが、ベースアップは定期昇給以外に賃金水準の底上げを図るものだからです。

本部は会社提案を持ち帰り、再申し入れを含めて検討しています。

以 上